

岩手県告示第422号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、宮古都市計画区域及び臨港地区の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年8月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時 令和5年9月26日(火)午後3時30分から

(2) 場所 宮古市市民交流センター2階創作スタジオ（宮古市宮町一丁目1番30号）

2 都市計画の変更の案の概要

宮古都市計画区域及び臨港地区を別紙のとおり変更する。

3 公述申出書の提出期限 令和5年9月14日(木)

備考 「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び宮古市役所に備えておいて令和5年8月17日から同年9月14日まで縦覧に供する。